

受給者減額を行う際の特例一時金支給による 財政への影響確認について(続報)

対象先	DB年金	厚年基金	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

ポイント

標記につきましては、10/10に厚生労働省より信託協会あてに連絡があったところですが¹、今般、以下の内容が確認できましたのでご案内致します。

【確認事項】(厚生労働省からのコメント)

➤ 背景

受給者減額を行う際に、特例一時金²支給の財政への影響を考慮することは、以前から当然に行っていたものと考えており、今般の指導は新たな負荷を課すものではない。

➤ 本件指導の対象

基本的には、直近の財政決算における代行割れ基金が対象である。ただし、代行割れでない基金、ならびにDB年金においても、受給者減額を行う際には、当然、財政への影響を可能な限り正確に把握しているものと考えており、検討に用いられた資料等について確認する場合もあり得る。

➤ 調査対象

特例一時金の取得予定者数の調査は、統計的に正確さが一定程度担保されているものであれば、調査対象を一部とすることを認めることもあり得る。ただし、例えば受給者減額に同意した者のみを調査対象とすることは、正確な状況を把握できないものと懸念する。(つまり、認められない公算大)

1 [年金ニュースNo.317](#) ご参照

2 受給者減額を行う際、受給者等のうち希望者に対して支給される、当該者に係る最低積立基準額相当分または減額相当分の一時金

ポイント(続き)

➤ 提出資料

特例一時金支給の財政への影響を検証した資料としては、例えば、

- ・ 事前の調査等に基づく特例一時金の支給の選択割合
- ・ 特例一時金の支給割合別の純資産額の将来予測（10年間程度）
- ・ 特例一時金の支給が想定を超えた場合の対応方針について

等が考えられるが、個別の基金の状況に応じ、上記以外にも必要な資料を作成すること。

➤ 資料の提出時期

特例一時金支給の財政への影響を検証した資料の提出時期は認可申請時とする。

特例一時金の取得予定者数の調査は、減額の同意書取得と同時に実施してもよい。

➤ 減額変更の認可

特例一時金の影響で、受給者減額を行った場合に財政が大幅に悪化することが見込まれるときは、再検討を指導することもあり得る。

➤ その他

特例一時金取得による、さらなる財政悪化を回避するために、以下の方法を認める。

特例一時金の支給の総額または取得者の割合に上限を設けておき、認可後に結果として当該上限を超過した場合に、

- ・ 給付減額を打ち消すような制度変更を行い、受給者減額を行わず、特例一時金の支給も行わない旨、あらかじめ受給者等に説明し、認可申請書類にも記載する。（遡及適用可）
- ・ 受給者減額を取り消し、特例一時金の支給も行わず、掛金、給付ともに変更前に戻す旨を規約に記載する。

弊社コメント

➤ 本件の指導は、財政健全化に向けた基金様の運営努力に水を差しかねない内容であり、今般の厚生労働省のコメントについては、必ずしも満足いくものではありません。

➤ 弊社は引き続き、個別事例での対応を通じて基金様を支援してまいります。

以上